

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター  
マスコットキャラクターデザイン 募集要項

1. 趣 旨  
多摩ボランティア・市民活動支援センター（旧多摩ボランティアセンター）（以下、多摩ボラセンという。）の開設30周年を記念し、多摩ボラセンのさまざまな活動・事業等の情報発信ならびに、多摩ボラセンに愛着をもってもらうことを目的に、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集します。
2. テーマ  
①多摩ボラセンとして、親しみやすくボランティア・市民活動や福祉活動に活用できるもの。  
②着ぐるみ（大人着用）やぬいぐるみなど、個性的な動きが連想でき、幅広い用途で活用できるもの。  
以上の内容を満たすマスコットキャラクターのデザインと愛称。
3. 応募資格  
①居住地、年齢、職業、プロ、アマの制限はありません。  
但し、暴力団及び多摩市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者は除外します。  
②個人でもグループでも応募は可能です。但し、1人（1グループ）3点までとし、応募用紙1枚につき1作品とします。
4. 応募条件  
(1) 宗教活動や政治活動に関することや、公共の福祉に反することを連想させるものは、応募できません。  
また、暴力団・暴力団員及び暴力団関係者からの応募もできません。  
(2) 応募作品は、応募者が著作権を有するオリジナル作品で、他の作品と同一または類似していない未公表の作品とし、他のコンテスト等に入賞したことがないものに限りです。  
(3) 応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないものとし、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、主催者は一切の責任を負わず、応募者が対処するものとします。  
(4) 応募作品については、採用・不採用に関わらず、応募用紙等の返却はしません。
5. 応募期間  
平成27年1月20日（火）～4月19日（日）必着
6. 応募方法  
①所定の用紙あるいは、応募用紙に準じた様式（A4サイズ白色）を使用し、キャラクターが正面を向き（側面、背面は任意。）、カラーデザインとし、必要事項を記入の上、折り曲げずに郵送または、持参により提出してください。  
※所定の応募用紙は、多摩ボラセンのホームページからダウンロードできます。または、窓口にて配布しています。  
②Eメール、CD-R等の記録媒体による応募も可能です。その場合は、jpeg・gif・png・pdf形式のいずれかとします。（macの場合は、windowsで読み込みできるようにしてください。）  
※Eメールでの応募の場合は、容量を3MB以下のファイルとします。  
③作品の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。また、郵送中の作品の紛失、毀損等についても応募者の責任とします。

7. 募集方法 たま広報（1月20日号）、ふくしだより（1月15日発行号）、ボランティア通信（1月号）、多摩ボラセンホームページに掲載。  
募集チラシを作成し、関係機関や団体等に配布。
8. 応募先 〒206-0011 東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニェ7階  
多摩ボランティア・市民活動支援センター  
「マスコットキャラクターデザイン 応募」係  
電話：042-373-6611 / FAX：042-373-6629  
E-mail：[tamavc@tamashakyo.jp](mailto:tamavc@tamashakyo.jp) / URL：<http://www.tamavc.jp>
9. 賞及び副賞 最優秀賞 1点 / 副賞 30,000円  
優秀賞 2点 / 副賞 10,000円  
※18歳未満の方の場合は、図書券になる場合があります。
10. 選考方法 多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会にて選定し、多摩市社会福祉協議会会長が決定します。
11. 最優秀作品（採用作品）の取り扱い  
（1）最優秀作品は、多摩ボラセンのマスコットキャラクターとして、様々な場面でPR活動をするなど広く活用し、関連グッズ等を作成する予定です。  
（2）採用したマスコットキャラクターの使用にあたっては、デザインや色彩、プロフィール等を補正・修正等を行う場合があります。また、愛称についても、ご相談の上修正させていただく場合がありますので、ご了承ください。
12. 最優秀作品（採用作品）の法的取り扱い  
（1）採用されたマスコットキャラクターについての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）等すべての知的財産権は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに移転します。  
（2）最優秀賞の受賞者は、多摩ボランティア・市民活動支援センターが当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。  
（3）最優秀賞の受賞者は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに受賞作品として選考されたことを条件に、上記（1）及び（2）を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。  
（4）最優秀賞の受賞者は、多摩ボランティア・市民活動支援センターが採用作品の商標・意匠の出願登録を認めることとします。  
（5）最優秀賞の受賞作品が権利侵害などで第三者に損害を与えた場合は、多摩ボランティア・市民活動支援センターは一切の責任を負わないものとします。また、多摩ボランティア・市民活動支援センターが損害を被った場合は、最優秀賞の受賞者が損害賠償をするものとします。  
（6）受賞発表後、既に発表のデザインやキャラクターと同一、もしくは類似の作品、または他の著作権を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金を返還していただきます。
13. 最優秀作品（採用作品）以外の法的取り扱い  
最優秀作品（採用作品）以外の作品の著作権等は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに移転しま

せん。但し、選考過程等において、多摩ボランティア・市民活動支援センターのホームページ等に掲載する場合がありますので、ご了承ください。

#### 14. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 今回の募集に際して応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞者の発表の際は、住所（都道府県市区町村まで）と氏名、学生の場合は、学校名を公表します。
- (3) 上記事項については、応募された段階で応募者及び親権者の同意が得られたものとします。

#### 15. 結果発表

平成27年6月上旬に受賞者へ通知するとともに、多摩ボランティア・市民活動支援センターホームページ等で発表します。

受賞者以外の応募者は、多摩ボランティア・市民活動支援センターホームページ等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきます。

#### 16. 連絡先

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター

所在地：〒206-0011 東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

電話：042-373-6611 / FAX：042-373-6629

E-mail：[tamavc@tamashakyo.jp](mailto:tamavc@tamashakyo.jp) / URL：<http://www.tamavc.jp>

#### (参考法令)

##### ◎著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

##### ◎著作権法第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する。

##### ◎著作権法第61条（著作権の譲渡）

1. 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
2. 著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。